

## 朝倉市庁舎整備検討市民会議設置要綱

### (設置)

第1条 庁舎の整備に関し、市民の意見を反映させるため、朝倉市庁舎整備検討市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎 朝倉市役所の位置を定める条例（平成18年朝倉市条例第1号）に規定する朝倉市役所をいう。
- (2) 支所 朝倉市支所設置条例（平成18年朝倉市条例第7号）に規定する朝倉市朝倉支所及び朝倉市杷木支所をいう。
- (3) 事務所 庁舎及び支所以外の市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地並びにこれらに附属する工作物をいう。
- (4) 整備 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築（庁舎を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。）、同条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替並びにこれらに付随する事業をいう。

### (所掌事項)

第3条 市民会議は、市長が庁舎の整備に関する基本構想及び基本計画を策定するに当たり、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について調査検討し、市長に意見することができる。

- (1) 庁舎の現状と課題に関すること。
- (2) 庁舎の整備に係る方針に関すること。
- (3) 庁舎の整備に伴う支所及び事務所の課題と方針に関すること。
- (4) その他庁舎の整備に必要な事項

### (組織)

第4条 市民会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体から推薦された者

- (2) 公募により選出された者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 前項の規定による公募の手続は、別に定める。

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条に規定する基本計画の策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 市民会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第7条 第4条に規定する委員のほか、市民会議にアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、庁舎の整備について専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 アドバイザーは、専門的見地から庁舎整備に関する助言等を行うものとする。

(会議)

第8条 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 市民会議の事務を処理するため、総合政策課に事務局を置く。

(主要課)

第10条 市民会議の円滑な運用を図るため、主要課を置く。

2 主要課は、総務財政課及び都市計画課とし、事務局と協働して資料収集及び分析等を行うものとする。

3 主要課の会議は、必要に応じ総務部長及び都市建設部長が出席するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 12 月 19 日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。